様式3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		称	窓の無い客室に対する指導
行政指導の根拠となる 法律・条例・要綱等名			旅館業法
条項		ĺ	第3条第2項
所 管 課		果	保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話:048-840-2227)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の 場合は、そ の理由)	旅館業	選業における衛生等管理要領」及び「無窓客室に対する 選法の取扱いについて(平成元年9月13日発衛第10 」に基づいて行政指導を行う。
	備 考		